

## 平成18年度 第2回学校協議会について（報告）

- ・実施日 平成18年12月19日（火）15時30分～17時15分
- ・テーマ別に人権小委員会、支援計画小委員会、地域連携小委員会の3小委員会を開催

### <人権小委員会>

- ・場 所 高等部学習室
- ・出席者（敬称略、順不同）
  - 委 員 樋口 啓司 （池田子ども家庭センター地域相談課総括主査）
  - 委 員 上野 葉子 （小学部5年保護者）
  - 本校職員 大角 正弘 （教頭、司会）
  - 本校職員 岩本 敏子 （研究推進部 小学部人権係）
  - 本校職員 宮川 容子 （研究推進部 中学部人権係）
  - 本校職員 山田 幸栄 （研究推進部 高等部人権係）
  - 本校職員 辻 和彦 （研究推進部 事務局高等部代表）
  - 本校職員 大川 倫弘 （情報管理部部長）
  - 本校職員 今後 義男 （事務局小学部代表 記録）

#### ・次 第

- 1) 司会者による開会宣言と配布資料確認
- 2) 自己紹介
- 3) 協議

（大角）まず本校の人権教育及び研修の内容の方について、小・中・高それぞれの実践について説明させていただきます。それから、それに関わりまして個人情報の取り扱いというところで、本校に情報管理部がございますが、現在の情報管理の状況、今後への展望等について説明させていただきます。この2点について、こちらから話題提供させていただいた後、御意見、御質問をいただくという形で進めさせていただきます。忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。それでは、まず人権教育担当から本校の人権教育、研修等について、今年度の計画をベースにした説明を行います。総括の方を山田から。

#### ○人権教育・研修について

（山田）平成18年度人権教育推進計画書というレジュメを御覧ください。基本目標としまして、「児童・生徒の安全を確保し、人権を守る体制を確立する人権教育を実施する」とあります。昨今、地域社会の犯罪、特に子どもを狙った犯罪が頻発しています。本校児童・生徒の中には自力通学している生徒もいますし、そういう社会状況の中で、本校独自でどのように児童・生徒の人権を擁護・確立していくかということで取り組んでまいりました。児童・生徒に対する人権教育と職員に対する人権研修の年間の計画を立てています。毎年2回教職員向けの研修を実施しています。例年6月にビデオ教材を用いて、ビデオを観た後に討論会を行うという形で年度初めの研修を行っています。今年度は、「卵からのスタート」というジェンダーフリーというテーマに沿って作られたものと「スクールセクハラ 中高編」という2本のビデオ教材を観た後に、ビデオの内容について本校の問題・課題も含めて話し合いを持ちました。全学部、自己チェック表で自己診断も行いました。昨年は1月に、「子どもの人権について」というテーマで全学部合

同で研修会を行いました。参加体験型という形の研修を行っていただいて非常に好評でした。今年度に関しては、池田子ども家庭センターの木村百合先生にお越しいただく予定になっています。例年は、大きくこの2回の研修を行っているのですが、今年度は、府立学校でのセクシャルハラスメント、本校の認識ではあれはセクハラというよりも犯罪だという意見が多かったのですが、そういう事件が起きましたので、緊急に11月21日に研修を持ちました。小・中・高と学部に分かれまして、対岸の火事ではなく我々もそういうことにならないようどう対策、職場関係作りをしていけばよいのかについて話し合いました。

「4、児童・生徒に対する人権教育」ですが、担当者が中心になって、学部・学年全員の先生の意見を総括しながら、各児童・生徒に何が必要なのかを考え、手作りの教材で取り組んでいます。私が所属しております高等部1学年の場合は、「犯罪から身を守る」というテーマで、まず学年会でアンケートを取りました。どのようなことを性教育の中で生徒たちに伝えていくのか、また、この生徒にはどのような指導が必要かということを出し、一番要望の多かった「①入っちゃいけない場所について②触っちゃいけない場所について③適切な距離のとり方について④困ったときの対処法」という4つのテーマを設けました。そして、それに基づくロールプレイを教員が生徒たちの前で行って、わざと悪い手本を見せて、それはおかしいと生徒に気付かせるという形で取り組んでいます。小学部も中学部も実態に合わせた形で取り組んでいます。大まかな概要だけ説明させていただきました。以上です。

(大角) まとめとして山田のほうから説明しましたが、各学部の様子、実施の方向等説明していただきたいと思います。まず小学部、岩本の方からお願いします。

(岩本) 小学部の場合は、難しいことを投げかけてもなかなか理解するには難しいですし、まず、何が一番大事かということをおみんなで考え、そして楽しい学校生活を送るために、子どもたちが仲良く過ごすことを目標に設定しました。私たち教員が子どもの役をして劇を見せました。内容は、一つ大きなブランコを吊り下げ、一人が乗って遊んでいるところに違う友達に来て、「一緒に遊ぼう。ブランコ乗せて」と言い、仲良くブランコを譲り合って楽しく遊ぶ場面を何度か繰り返しました。その後、違う友達が来たときに、「あの子は、嫌だな。ブランコに乗せないわ」ということを言うのですが、それでもやっぱり仲良く遊んだ方が良いね、仲よくみんなで乗りましようねということで、最後にはみんなで代り番こして仲良く遊んだということで終わりました。このような寸劇という形で行っていく中で、「なんで代わらないの、代わってあげてよ」というような声子どもたちの方から出てきて、すごくその場が盛り上がり、良い勉強になったのではないかなという評価を先生方からもいただきました。シンプルですが、大事なところを押さえてやっていきました。係だけでなく若い先生もたくさん取り込んで、私たちも教員も仲良くしないといけないねというようなところも話し合いの中で出て、実りがあったかと思いました。

(大角) 次は、中学部お願いします。

(宮川) はい。中学部では、昨年度各学年と教科学習のグループという二つの集団で人権学習を実施しました。今年は去年の流れを踏まえて各グループ別に人権学習に取り組む計画を立てました。1学期は、Bグループで実施をしました。B2グループでは、昨年も行いました「ノンタンのブランコのせて」という日常生活における身近な出来事を取り上げて、集団生活をするためにはルールが必要だということと、お互いに安心して生活できることが続くように決まりを大切に生活しようという態度や習慣を養う意味で設定しました。具体的には、生徒が交代してブランコに乗って、交代していく中で決まりを知っていけるように指導しました。遊びの中で自然に交代していくということが身につくところまでいったかは分かりませんが、楽しくできたという感想は聞いています。A1B1グループでは、「大きなカブ」という題材をパネルシアターを使い、生徒に見せて、その後カブじゃなくて、大きなパッパカという乗り物があるのですが、そこに誰か一人乗せて、一人では動かないがみんなで協力したら動いていくという展開で、仲間作り、仲間意識を芽生えさせようということで実施しました。これも楽しみにしていた木馬なので、

最後まで人権という意識が芽生えたかどうかは分からないのですが、楽しんでやっていたように思います。また、教科学習で人権に取り組むということで、今回は「私のからだよ 嫌な触れ合い NO」という教材を用いて、触れ合いに対する快・不快は人それぞれ違うということを理解し、人との適切な距離感を知るということで設定をしました。これについては、3学期に本格的に実施しようと思っています。

(大角) ありがとうございます。では、高等部お願いします。

(山田) 高1については全体でも触れましたので、高2、高3の方をお願いします。

(辻) 高2では、犯罪から身を守るというテーマで取り組みました。①自分がお菓子を買いに行った時「お菓子を買ってあげるね」と声をかけられた②下校時に車から送ってあげるよと言われた③歩いているときに、「お父さんがちょっと病気になったので、病院に一緒に行きましょう」と声をかけられた、というような場面を先生が寸劇で行い、その反応をみたり、あるいは、初め先生がそれに乗るような寸劇をした後に、どこが間違っているか、正しくはどうするか、どのようなことを確認するかというような話し合いをした後で先生方がもう一度やるというような形で行いました。高3でも、同じ犯罪から身を守るというテーマで、①歩いているとき車から声をかけられる②電車の中で変な行動をとられる③変な行動を取ってきたときにどう対処するか④広場で遊んでいるときに声をかけられたときどうするか、という4つのパターンに分けてそれぞれの状況の中で、犯罪から身を守るためにはどのようなことに気を付けなければいけないのかということ学習しました。先生たちが劇を行い、それを観た生徒の方から「ここは違う」「そんなことはしたらあかん」等といった発言が出ました。では、どうしたら良かったのかと生徒に問いかけ、正しい形でもう一度同じ劇をやり、こういうときはこう対処すれば良かったねというような形で行いました。それから、この12月15日にもう一度同じように高3でビデオを観て学習を行いました。今回はもう少し具体的にその子のニーズに応じた形でグループ分けをしました。例えば「お父さん、お母さん」というビデオを観て、赤ちゃんが育っていく様子、そして具体的な重みのある赤ちゃんを男の子と女の子用意して、男の子と女の子の違い、気を付けなければいけないことを学習するグループ。「愛の成長と出産」というビデオを観て、命がどう大切なのかということ学ぶグループ。異性の先生に興味のある生徒たちもいますので、その生徒たちにはまた別のグループとして、他人とどういう距離をとらなければならないのか、どういうルールを守っていかなければいけないのかということ学習しました。

(大角) ありがとうございました。本校は小学部、中学部、高等部と分かれておりまして、生活力も発達段階も非常にさまざまな子どもたちがおります。その中で、小学部、中学部についてはみんなで楽しくということで人権につなげていく。特に中学部については、他人との関係でルールを守ることの大切さ、仲間作り、それと他人との適切な接し方をグループ別にされたということですね。高等部につきましては、社会に間もなく出て行くという事もありますし、自力で通学している生徒もおりまして、一般社会の中で生活している部分もあるわけでそれを意識した中での犯罪から身を守るためにというテーマをメインにされている。高3については命の大切さを出産、子どもを絡めながら、それから人権の意識につなげていくというような形で今年進めてきたということです。樋口先生、いろいろな御感想等あると思うのですが、何かありましたらお願いします。

(樋口委員) どれだけ具体的なイメージを子どもたちに持たせるかということが大事なところだと思いますから、実際に見る、そしてそれだけでなく実際に見て意見を言ってもらって、それによってフィードバックするという参加型が良いと思います。先生方が演じられるということで、演じておられる先生方自身もいろいろと感ぜられるということがすごくプラスになっていたでしょうから、聞いていても良い技法だと思いました。一つお聞きしたいと思ったことは、ストーリーを作られたり、作っているときに迷われたり、工夫されたりしたこと等がもしあれば教えていただきたい。どのような感じで難しかったのか。考えたけどやるのをやめた等いろいろあると思うのですが。

(辻) 赤ちゃんの成長のビデオを観た中で、どのように赤ちゃんができてくるのかというような話で、微妙なところがあります。どの辺まで教えて、どの辺からは教えないという線の引き方が難しい。かなり際どいところまで教えたのですけれども、そういうところで迷いがありました。その辺の取捨選択というか。(樋口委員) 最終的には、どの辺で線を引いたのですか。

(辻) お父さんとお母さんが仲良くして赤ちゃんが生まれるというところですよ。講師の先生は、お父さんとお母さんが仲良くして赤ちゃんが生まれるのだ。じゃあ、どこから生まれるのだといったら、ちゃんと具体的に赤ちゃんを指して、ここから生まれるのだというところまで話をしました。話の内容としましては非常に良かったのですけれども、そのような微妙な迷いがありました。

(樋口委員) それは、講師の先生がされたのですか。

(辻) はい。もちろんみんなで協力したのですけれども、講師の女の先生が説明しました。

(大角) やはり、興味本位で聞いてしまって本来的にわれわれが教えたいことではなく、興味だけでその部分だけを取り上げてしまっているいろいろな情報を集めたりするのではないかというようなところについて多分迷われたと思うのですね。他にはどうでしょうか。中学部、小学部あるいは高等部の他の学年で、ストーリー作りのときに困られたということはありませんか。宮川先生どうですか。

(宮川) 教材をどうしようかというところは最初に悩んだところで、日々人権学習というのは行わなければならないものであって、取り立ててやるものではないのにそれを1時間設けてやるときに、どうしようかなというところは最初につまずいたところです。

(樋口委員) 普段から言っていることを改めてとなるとね。

(宮川) そうですね。

(山田) 高1について良いですか。高等部の性教育担当で話し合いを持ったときに、昨年度の課題として残っているもので、1年から3年間の長期計画を立てて、社会に出て行くに当たってこれだけは身に付けさせるという長期的な展望の下指導したいということと、長期休暇前にこの子はそのまま過すと危ないからと緊急的なことでしなければならないということがあります。今やらなければならないことと命の大切さなど3年間かけてじっくりと教えていきたいことがあります。その辺を伝えたいという思いはあるのですが、子どもたちに実際伝えるためにはどのような教材を使い、どのようなアプローチをするかというところがなかなか良い案が浮かばずに、今の1年から命の大切さについても指導していきかけたのですが、悩んでいる間に2学期までが終わってしまったので、そこが反省点です。3学期は、具体的にその二本柱で実践していければ良いと思っています。ただ、具体的な指導法というところが悩みどころです。

(樋口委員) 昔と違い、今は命の大切さを伝えていく中で、性のことも入ってくるということに変わってきていて、そのあたりの切り替えを大人の側がしっかりとできていけばきっと良いのだろうと思いますが、今の話を聞いてその辺りは押さえられているのかなと思います。やはり教える側の意識が大事ですよ。

(辻) もう一つ思ったのは、知らない人に道を聞かれたとき、生徒たちに拒否の仕方を教えているのですが、昔は人にものを聞かれたときには親切にしなさいと教えられたわれわれの世代との時代のギャップに、心の底には寂しいものが残ります。子どもたちにとっての安全を優先して私は教えていますけれども、何かその辺がちょっと割り切れないようなところがあります。

(大角) 世の中の今の状況を反映して、身を守るということが第一に優先させるものになって、本来的に大事な部分ですよ、温かみや親切さというところに重点を置けない葛藤ですね。小学部の方はどうですか、進めていく中で悩んだこと等はありますか。

(岩本) 実態が様々な子どもたちの人権学習を進めるにはどうしていけば良いかすごく悩みました。小学部では、子どもの人権を守るにはどうすればよいのか、例えば排泄における同姓介助等については、分掌が中心となって対応していますが、実際子どもの人権意識を高めるためにはどうするかといったら、エコ

ール擁護といった考え方もまだまだ残っており、これからの課題であると思います。昨年は、人形を使い反響もよかったのですが、今年はまだもっと迫ったものを、悲しいとか嬉しいとか、そういう思いを経験させるために、教師が演じることでストレートに観ている子どもたちにぶつけることが大事じゃないかと考え寸劇を行いました。小学部の子どもたちにとって、人権とはどういうことなのか、どういう方法で教えていったら良いかというのは、まだまだ検討していかなければならない課題だと思います。

(大角) 知的にしても肢体にしてもいわゆる重度の子どもたちが人権という固いものではなくても、他人への思いやりとかお互いを思いあう気持ちとかということをどう教えていったら良いのでしょうか。いわゆる自己発信が難しい子どもたちが多いわけです。言葉もなかなか出なくて意見も言えない子もいる。うちの学校もそうですが、他の養護学校でも人権の教育という部分について、非常に悩ましい部分があるのですけれども、その辺で何かアドバイス等ありましたらお願いしたいのですが。

(樋口委員) それは非常に難しい。ただ、先ほど言うておられた、普段からやっていることと人権教育でやることについてどうつなげていくかということにヒントがあるのかも知れないと思います。普段からこういうことは駄目ですよ、こうしましょうということはいろいろな場面で日常的にやっておられる。では、改めて何をやるのかといったときに寸劇をされたりロールプレイをされたり、ビデオもそうですがそれ自体が面白く印象に残りますよね。その残るってということが大事じゃないかだと思います。そして、普段やっていることがリンクしていくように、特に人権のことを考えなくても何となく見たことを覚えている、話を覚えている、それからこうしては駄目だったということが残るってということがすごく大事だと思います。そう考えると、普段やっていることの整理もつきますし、効果的ではないかと思います。

(大角) ありがとうございます。高等部の人権教育のテーマや各学年のテーマ、また夏休みや冬休み、季節等によっていろいろなテーマを設定して、計画的に実施できるのではないかと思います。その辺のところ、3年間の長期スパンで計画するうえで特に重要なことは何なのか。樋口先生もおっしゃっていましたが、日常の中でいろいろ問題、課題を見つけていくこともあるだろうし、それは長期あるいは短期目標の中で触れていって、改めてこの辺のところをもう一度みんなで勉強していこう、あるいは子どもたちに教えていこうというフィードバックの形も考えられますし、その辺のところをよりしっかりとしていっていただければ良いのかなと思います。ありがとうございます。それでは、上野さんお待たせいたしました。小・中・高の取り組みや樋口先生のアドバイスをいただき、保護者の立場あるいは一人の社会人としても結構ですので、何か思われたところや質問などありましたらお願いします。

(上野委員) そうですね、高等部の長期的なスパンというのはすごく良いと思います。わが子の話になって申し訳ないのですが、わが子が小学部にいるだけに小学部のことが一番気になりまして、先ほど大角教頭の方からもありました重度の子の関わり、教え方についてもちょっと疑問を持ったところもありました。それはなぜかという、うちの子は自分で言葉で伝えることができないのですけれども、こちらから言っていることは理解しているというところがあります。実際の例で、私が子どもに言ったことに対して、本当に分かっているのだなと思うことがありました。おじいちゃんがいるのですが、子どもに今日は病院に行くよと予定を言うとすごく大人しくしているのですね。でも、その後におじいちゃんにも会いに行かないといけないから会いに行こうねという、おじいちゃんのところに行った瞬間から機嫌が悪くなったりするので、あなただけの予定で動くのではなく、おじいちゃんに会いに行ったり等のあなた以外の用事もあるのだから、自分のことだけ終わったら怒るのは駄目よと言ったら、翌々日くらいに同じような状況になった時には、すごく大人しく待っていました。ブランコの話もされていましたが、友達と代わってあげるとか我慢するということなんか良く分かっているなと思っています。ですから、重度だから重度じゃないからというのは関係ないのかなと思います。後もう一つ、高等部では学年やグループごとで人権学習をされていると思うのですが、小学部もグループ学習というのがありますよね。グループの中で、そうい

う人権の学習をされているのでしょうか。

(岩本)今のところは、人権は全体でやっています。ただ、日々のグループ学習の中でも、意識を持ってということまではいっていませんが、先ほどのブランコのようなことを体験、体感しています。

(上野委員)小学部の方でも、できたらグループ学習の中で意図してやっていただけたら良いのかなというところと、人権の学習をされた後に保護者に対してこういうことをやったのですがお家で何か言っていましたか等のフィードバックはされていますか。

(岩本)フィードバックは、今回はしていません。

(上野委員)他の学部の方はどうですか。

(大角)人権学習をやりましたと保護者の方にお知らせして、またご家庭で同じ話題にまではならないかもしれないが人への思いやり等ご家族でもお話して欲しいというよう方法は、よくやるフィードバックの方法ですね。中学部、高等部はどうですか。

(辻)そういうところは、連絡帳には書きます。厳密に家庭で話されているかどうかは家庭にお任せしています。わかっている子にはこうなさいよと伝えますが、確認まではしていません。

(大角)なかなかできていない部分もありますね。

(上野委員)大角教頭が言っておられた、季節柄のこともあるし、犯罪から身を守ること等、実際起こった事例がありますか。そのとき、今回のような学習をして役に立ったこと等ありますか。

(辻)生徒が実際に知らない人に声をかけられています。でもそのときどうしたかと聞いたら、われわれが指導したような対応をしています。だから身についているなど私は思いました。

(大角)その辺、素直にやってくれる子が多いですからね。樋口先生、いろいろな家庭での状況があり、社会問題化している部分までありますが、家庭と学校の関わりのあり方というところで、本校は連絡帳で学校であったこと等はほとんど連絡しあっている部分はあるのですけれども、学校として当然ご家庭のことを心配することもあります。その辺のところ、どのようにしてご家庭の状況を教員が把握できるような関係を作っていけばよいのかというところが一番教えていただきたいところなのですが。

(樋口委員)どうなのでしょう。いろいろあると思うのですが、保護者として上野さんはどうでしょうか。

(上野委員)保護者が自然と話ができるような保護者と教師との信頼関係があるのかなと思うのですけどね。ただ、この先生嫌いだから話さないというようなことは私の中ではないのですが、保護者によってはあるかもしれませんね。うちの場合は、担任が二人いるので、どちらかに喋っていればお話がいつているだろうというものもあるので、お互い担任同士でも話し合いをしてもらったら良いかなと思います。

(大角)結局は、日々の積み重ねの中でご家庭と学校が信頼関係を作っていくことがやはり大切ということですね。保護者と教員の人間関係をどう構築していくかという部分で、行き過ぎると拒否されてしまう、引いてしまうとなかなか先に進まないということでもうまくバランスをとっていかなくてはならない。

(樋口委員)結局は、相手側にどのように安心感を持ってもらうかということですね。行き過ぎて拒否されるっていうのは、それが安心感ではなくて迫られているという感じになるので拒否される。事例を挙げると、不登校の場合の対応もそうなのですね。行けば良いというものでもなく、子どもや家庭の状況をみながら、短時間の訪問を数多くするのが良いのか、ある程度長い時間を一回行く方が良いのかということですね。短時間の方が安心してもらえるとすると、それは数多く行かなくてははいけない。ですからできたら一回行って1時間くらいいる方がいろんな意味で楽ですけど、安心感を持ってもらうためにどうするか。こちらから押しかけるという形になるのか安心感になるのかということですね。

(大角)ありがとうございます。人権教育・研修に関しては、たくさんのアドバイスをいただきましたので本校の担当の方でより充実したものにするよう努力してまいります。それでは、人権と絡む部分が非常に多いと思いますが、個人情報の保護に関することについて、本校の現状について大川の方から説明しま

す。それについての御意見、御要望等ありましたらお聞きしたいと思います。

#### ○個人情報保護について

(大川) まず、個人情報の保護に関する概要を説明します。情報機器での個人情報の取り扱いについてですが、インターネットにつながる PC への個人情報の保存、取り扱いは原則として禁止しています。また、使用規定を作成し適切な情報機器の管理、ファイルの取り扱いを教職員に伝えています。内容としては、職員用の PC の使用規定なのですが、教務用と学校情報ネットワークの PC 使用に分けて規定しています。教務用は、個人情報を使っても良いネットワークがあります。いわゆる保存しても良い、作成しても良いというネットワークです。これは当然インターネットには繋がっていませんので、メールの発信もできないし、ウィニー等で個人情報が漏れることもありません。いわゆる閉じられたネットワークです。教務がよく使うのでこの名前になっています。学校情報ネットワーク用の PC ですが、これは大阪府の方から配布されていてインターネットに繋がれている PC です。ファイルの共有ができたり、メールの発信ができたり、インターネットができたりと自由なのですが、インターネットに繋がっているのでもどんなにセキュリティを万全にしても外に出る可能性があります。本校には、この二系統の PC があります。教務用 PC に関しましては、1) 使用したデータを LAN disc やデスクトップに保存しないこと、2) ゴミ箱に入れてさらに空にすること、の規定をしています。ハードディスクには保存しても構いません。1) は、デスクトップ等を起動してすぐに見られるところには保存しないで下さいということです。2) は、空にしなければゴミ箱からまたそのデータを開くことが可能なので、そのデータを完全に消すためにということです。学校共有ネットワークの PC に関しては、1) 外部の PC を経由したデータは、開くときにウイルスチェックをすること、2) 個人情報に関わるデータ、ファイルはハードディスク、デスクトップ、個人フォルダ、共有フォルダに保存しない、3) マイドキュメント、デスクトップには保存しないこととしています。ウイルスチェックですが、例えば家で作ったデータ等は信頼度が非常に低く、ウイルスを含んでいる場合それを学校の PC に繋ぐとウイルスに感染してしまいますので必ずウイルスチェックをして下さいということです。2) については、この PC は教務用とは違って個人データに関するものは完全に保存を禁止しております。ここに保存してしまうと、インターネットに繋がっていますので、いつ流出してもおかしくない状況です。3) は、ハードディスクに保存することと同意なのですが、一番危険なのでここには絶対に入れないと言うことを特にお願ひしています。次に、WEB について説明します。本校の WEB の UP までの流れを、今回ホームページを作るにあたって、ちゃんとしたシステムがあった方が良さだろうということで作りました。大事なことは、ホームページでこういうようなものをページ、コンテンツにしたいとして、UP するまでの間に情報管理部と教頭と各学部や分掌等、ページ、画面のチェックがかかります。こういう情報が含まれて良いのか、何か不適切なことが書かれていないか、または個人が特定されるようなものが書かれていないか等全部含めてチェックするラインに乗せています。それに乗せてから、最終的にホームページに UP されるという形になっています。本校の WEB の基本的な考え方は、インターネットを通じて全世界に配信されることとなるので、個人情報保護の観点において十分に配慮したものを掲載するという事です。ペーパー資料は、主に教務が管理しています。保存期間、保存場所が決まっています、そこは施錠ができるようになっています。個人情報といえば、名前や電話番号、クレジットカードのナンバー等に目がいきがちですが、実際のところ、個人情報として成立するには、一方に名前のリストがあって、他方に名前を抜いた住所のリストがあったときに、ばらばらにしたら個人情報ではないじゃないかということを考えがちなのですが、両方のリストを合せる情報がどこかにあれば個人情報になりえるということで、いわゆる何が個人情報で何がそうでないのかということもこちらの方で管理しながら、気を付けるよう呼びかけています。現在さらにもう少し明確な個人情報保護のガイドラインがあったほうが良いだろうということで、その作成に当たっています。以上です。

(大角) 現在このような形で個人情報の保護を行っていますが、この辺が危ないのではないかと、ここはもう少しこうしたら良いのではないかと、というところがあればお聞きしたいのですが。

(樋口委員) 教務用 PC というのは、使い方とすれば個人情報を扱う資料を作って、ローカルなハードディスクには置いておいて良いということですね。では、デスクトップに置かないと言うのは一応目立たないようにしておこうということですか。

(大川) 起動したときに、デスクトップに置いてあると見てしまいたくなりますよね。書類を机の上に表向けて置いておくか、裏を向けて置いておくかというニュアンスで考えていただければと思います。

(樋口委員) 情報管理としては、あまり意味がないのかな。それと、最後におっしゃっていたように何が個人情報かというところも大事で、定義の共有が大事だと思います。つまり、たくさんの先生方がいる中で個人情報に対するイメージがばらばらであると思われると思うのですが、定義的に使う書類などがあれば、例えばこれはそれに当たります、これは違いますと具体的にすると共有はしやすいかと思います。

(大川) ありがとうございます。

(大角) 実は本校には個人情報の保護規定というものが、ペーパー化されていないという現実がありまして、現在資料を収集している段階です。特に個人情報の定義の共有の重要性は認識しています。その個人情報を集めてどうするのですかといったときに、いろいろな目的等があるのですが、その辺りを整理するためにガイドラインを作らないといけないというのは去年からの宿題でもあります。今日その原案みたいなものを出せばよかったのですが、そこまではいけていなくて申し訳ありません。この個人情報の定義という部分についてある程度人によって認識が違うと言う実態があります。大川先生には、今年に入っているいろいろなことを職朝で言っていただいています。そして、ペーパーも出していただいています。ただ、その根幹を成す規定というものがあるとより分かりやすい。いろいろなものが単発に出てきている感じなので、それを一つにまとめて出していただけたらと思います。

(樋口委員) 定義ではなくて、具体的にこの資料は、とする方が実はわかりやすいかなと思います。

(大川) 実際学校で、具体例を挙げてどうすると言ったときに、難しいなと思うことは、ほとんどが個人情報を含んでいて、含んでいないのがちょっとだけなのです。

(樋口委員) 逆にこれは違いますと言ったほうが早いかもしれませんね。

(大川) そうだと思います。難しいですよ。やはり、何かしらの書類には生徒の名前が入っていたり、教職員の名前も含まれることが多くて、名前が分かりそのプリントが箕面養護から配られたものだと分かたら、それは個人が特定されてしまうのでそれだけで個人情報として成立してしまうのです。

(大角) 第1回目の協議会で、内藤先生が個人情報の保護に過敏になりすぎてしまっている部分もある、いわゆる身動きできない状況になってしまっただけは、駄目ですよということをおっしゃっていました。そこまで過敏になる必要はないが意識として、例えば個人情報が書かれている紙があり、それを誰かに渡す時に、無人の机に置く際に表向けて置くのか裏を向けておくのかという意識で良いですよと言うようなこともおっしゃっていました。それだけでは難しいかもしれないが、それくらい自然に個人情報を意識しながら扱えるような気持ちがあればミスはないだろうとおっしゃっていたこともあったのですが、その辺のところどうでしょうか。大川先生は、今大変だと思っておられると思うのですが。

(大川) はい、やはりこういうものはバランスだと思います。保護者の方と何かしら打ち合わせをするときに、がちがちに考えれば、あなたは保護者ですかというところから始めないといけないのです。免許証をコピーさせて下さいと言ったり、個人情報閲覧するのに判子を押して下さいといったところから始まるものとするのですが、ただそれをしてしまうと非常に業務に支障が出てきてしまう。フランクにいくところと、必ず守ってもらわないといけないところのラインがあると感じていますので、そのバランスが重要なかなと考えています。樋口先生もお仕事の中で非常に個人情報と密接に関わりを持ってお

られると思いますので、その辺りのバランスのとり方について参考意見があれば教えていただきたいです。

(樋口委員) 管理に関して以前にちょっと問題がありまして、それからまた徹底をしているのですが、事務所の鍵が増えたり等しています。最後の話で出ていました、情報の提供と言うこととパソコンの話の中で出ていた管理のことについて、提供する上での個人情報の取り扱いと、管理することはきっちりと分けた方が良いと思います。提供というところでどのように関係機関に提供していくかが難しいです。子ども家庭センターというのは立ち遅れていて、昔よりはましなのですが情報提供はあまり良くないです。それは、教頭先生がおっしゃっていたようながちがちの考え方が昔からあって、情報の独り歩きを非常に恐れているのです。直接には助言はするのですが、なかなか情報は出さないです。これから変わっていくとは思いますが、まだその過渡期にありましていろいろと不便をかけているところがあると思います。例えば、保護者の方にしっかりと情報を書面で渡せるかといったら、それは限られたものしか渡せない等。立ち遅れていることについては、大阪府全体として考えていかなければならない課題と考えています。

(大川) ありがとうございます。こちらでもこういうやり方でやっていこうという大きな設定は出来るのですが、実際運営していく上で盲点というものが結構あると思うのですね。こんな考えでいけば大丈夫かなとやっていったことが、うまくいかないなといったことがあると思うのですが、そういういわゆる盲点になりそうなことや運営していく上でのコツみたいなのがあれば教えていただきたいです。

(樋口委員) なかなか即座に答えられることではないのですが、管理のことについて言えば、意識と知識はさらに分けられるかと思います。先ほど大川さんが言っておられたのは、知識の面とそのためのシステムと言うことで、それがなければ困るが最終的には個人の意識になってくる。大川さんがやっているところで完璧はない、個人の意識が残るので。それを喚起していくことはできるが、意識をシステム化することは出来ない。そこは、割り切りと言うことになってくると思います。

(大角) いろいろな視点もあるということですし、最終的には意識の問題も大きな問題ということで、扱いとしては管理と提供という二面を意識して作っていかなければならないということですね。最後になりましたが、現状で、保護者として写真等の提供の場面において、この辺りは大丈夫かなというようなことはございますか。文書を出して御了解をいただいているとは思いますが。

(上野委員) そうですね、了解はいつも出すのですが実際どんな写真を使ったのかというところが分からないです。それが、うちの子もだけが写っているのか何人かで写っているのかというところが分からないまま、OKを出しているのですが。

(樋口委員) 例えばどんな文書ですか。

(大角) なにに新聞等に子どもの写真を掲載するときに肖像権ということで確認をとっています。

(樋口委員) 物を見せてこれは良いですかという方が丁寧ですよ。というより、それが本来のやり方ですね。

(上野委員) 確認をする際に、私の場合は子どもの送り迎えをしているのでその場でできるのですが、他の保護者の方は子どもがバス通学なので難しい面もあるかと思います。それをしようとすると何週間も前から回覧しなければならなくなりますね。

(大角) それは、抜けていましたね。何々に写真を使わせていただきます、御了解頂けますかという表現で今はやっています。その写真をというのとはなかったですね。

(樋口委員) それが健全なシステムとなると、時々は駄目という声も出てきて良いですよ。毎回みんながOKを出しているものだと、嫌と言にくいシステムになっている可能性がありますから。先生方は困ることもあるかと思いますが、そうなるのが本当の健全なんでしょうね。

(上野委員) それだけをちょっと確認したいと思いました。

(大角) そうですね、私たちも写真使用の了承を確認して下さいねというところまでしかやっていない。

その写真をというところですね。抜けていたところだと思います。具体性のある御意見をいただきました。ありがとうございました。

(上野委員) あと、ホームページの方もなかなか進んでないのかなど。まだ変わってないのかな、ここ変わっているのかなと思いながら時々見えています。

(大角) 八ヶ月ほど遅れていますが、今年度中にはなんとか。もう、皆さんに依頼はしていますので。

(大川) そうですね、原稿の依頼も進んでいて、原稿も徐々に集まってきています。ただ、今日説明させていただいたシステムが完全に運営されるのは来年度からなので、こちら側で試験的な運営をしながらということになります。しばらくは見苦しいホームページをお見せするかもしれません。すいません。

(上野委員) いえいえ、楽しみにしています。他の方も見られていますか。

(大角) アンケートをとったことがないので分かりませんが、まだあまり見られてはいないかと思います。

(上野委員) 私などは他の学校のホームページを見たりして、こんなの良いとかシンプルで良いとか思っています。うちのもシンプルですよ。

(大川) はい、いろいろと内情等も考えてシンプルなものが良いだろうということでそうしています。

(大角) ホームページの方は、そういうところでやっていこうと思います。写真等の使用については、使用写真の提示の上での了承を確認する方向で検討します。本日は、非常に貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。このような小さな積み上げを継続することによって学校も変わるだろうし、ここ数年間で少しずつですが変わってきたなと感じています。このような雰囲気の中で保護者の皆様との関係も良くなってくだろうし、お互い信頼感を持って子どもさんの教育内容の充実に努力したいと思っています。また御協力をよろしくお願いします。樋口先生につきましても非常にお忙しい中参加していただき、貴重な御意見をありがとうございました。それでは、次回の予告ですが、日時は、来年2月28日15時30分から17時15分までということをお願いします。今年度最後の協議会となりますので、委員の皆様から、ご提言をいただく予定で計画しております。

## <支援計画小委員会>

・場 所 校長室

・出席者 (敬称略、順不同)

委 員 内藤 正敏 (前箕面市立病院副院長)

委 員 小田 浩伸 (大阪大谷大学助教授)

本校職員 枝広 賢司 (教務主任、司会)

本校職員 中村 賢次 (地域連携委員長、教育支援計画委員長)

本校職員 片山 淑子 (進路部、教育支援計画委員)

本校職員 山本 真澄 (研究推進部、地域連携委員)

本校職員 浦井 尚女 (自立活動部、教育支援計画委員)

本校職員 田尻 雅之 (健康安全部)

本校職員 三上 恭正 (中学部代表、記録)

・次 第

1) 司会者による開会宣言と配布資料確認

2) 自己紹介

3) 討議

(枝広) 現在、個別の教育支援計画の策定につきまして、各担当の先生中心に準備を進めています。この

小委員会のテーマとして、個別の教育支援計画の策定をメインとして個別の指導計画や移行支援計画などの様式との整合性等も話をしていければよいと思います。個別の教育支援計画委員会代表の中村より、資料を参考にして、説明をいたします。

(中村) 個別の教育支援計画委員会は、地域連携委員会で校内支援を検討していく中で、個別の教育支援計画を作成する組織が必要ということで、この4月に発足しました。委員会は、この1年間をかけて個別の教育支援計画を策定し、19年度に試行実施することをめざして4月から検討を重ねできました。当初は10月に委員会案を作り、それを職員会議で提示して色々な部署で検討してもらおうと考えていた。しかし、検討していく中で、この策定で何の為にこれを作るのかということと、それを周知していかなければいけないこと、作成の手順、様式の記載項目と記載内容について、その3点が論点になり少人数の委員会の中でも意見の一致をみないまま検討資料を、職員会議に提示することになりました。本日の資料には10月職員会議で提示した検討資料をそのまま載せています。これが現在委員会で検討している段階の策定のねらい、このシステムのあり方、様式のあり方です。様式2は支援ネットワーク表で、現在隣の部屋の地域連携小委員会が中心になって協議されているものですが、これを個別の教育支援計画の中に取り込む形で作っていかうとしています。今、すでにある個別の支援に関わる書類は個別の指導計画と移行支援計画。個別の指導計画は、自立活動全体の指導計画と自立活動の授業の中での個別指導計画があります。そのうち前者は小・中・高ばらばらの個別の指導計画となっているため、この検討資料をもとに個別の教育支援計画との関係をふまえつつ統一に向けて小・中・高・分掌で話し合う必要があります。当初は個別の教育支援計画を今年度策定し、個別の指導計画は次年度以降に見直しを検討していこうという流れだったが、11月、12月の話し合いでは、やるなら小中高統一の様式のものを作ってしまうと、教育支援計画と同時にすべての支援に関わる統一の書類をつくるべきだという意見が多くなった。それで、19年度の施行実施はあきらめて、個別の指導計画の見直しも同時にしていこうという方向が出てきました。あと、外部機関との連携のあり方ということでは学校内でイメージがはっきりしていません。個別の教育支援計画は連携の為のツールということで、それをもとに保護者や外部機関と連携しないと意味がない。「その為に支援会議というのを持ちなさい」というが、実際には百数十人の児童・生徒全員を対象にしては不可能だと思う。それをどういう風にやっていくのか。まだやったことがないのでイメージがまとまっていない。その点を探って、作っていかなければならぬ。来年度には、暫定様式による抽出試行を進めながら個別の指導計画を含めた全体の計画を策定していかなければいけないと思っています。

(枝広) 個別の教育支援計画委員会の母体は、どういう人達の集まりですか。

(中村) 地域連携委員会、進路部、自立活動部、小中高の教育課題検討委員会のメンバー、管理職です。

(枝広) 7月の学校協議会の時にも、今回ぐらいに案が出せればいいなあとと言われていましたが、そこまでは至らず年度末に向けて検討しようということで職員会議に報告しました。それでは他の方で何か補足等はありませんか。浦井先生どうですか。

(浦井) 大きくは、報告にあった通りだと思います。話の中にありましたが、例えば「支援計画」として長期的にその子を取り巻く生活環境から支援を考えた時には、現在すでに、外部の関連機関等とやりとりしているいろんな書類や情報もあるし、校内では個別の指導計画をはじめとして色々な書類がある。情報を整理して重複を避けながら、その子の支援に必要な情報をそれぞれの様式に振り分けていけるように再検討が必要です。そうしていくことでそれぞれの計画や書面の持つ“役割や機能”がはっきりしてくる。その点では、この委員会で検討する内容や作業が増えてくる。今日は、いろいろな学校のケースについて小田先生にお聞きしたいです。また、肢体不自由の学校ということで病院機関との関りが深いので、そういった視点から内藤先生にもご意見をいただきたいと思っています。

(枝広) 小田先生は、大阪府の方で個別の教育支援計画においてご尽力されてきたとお聞きしています。

今聞かれた個別の教育支援計画において、策定のねらい、手順、様式の記載項目、内容等の整合性をとったり諸計画等において何かアドバイスなり教えていただけませんか。

(小田委員) 参考にしていただければよいと思うのですが、個別の教育支援計画というのは、目的が、「本人・保護者が地域の中で安心して生活して生きていくために必要なツールを作っていきます、こんな人達がサポーターとしていますよ」というのを明らかにしていく、そういったことが大きなねらいなのです。それに対して、個別の指導計画というのは、学校の中での計画。学校の中での計画とそして大きな意味での地域で生活していく為のツールを連動させていきましょうということです。ですから今、他の養護学校でも同じような意味で個別の指導計画で小中高の統一様式というのはないが、それが今個別の教育支援計画を検討していく中で個別の指導計画も見直していこうと連動しているのは、共通しているところです。連続性や系統性を考えた時には、その子に都合がいいし、今後のイントラネット等の情報の管理をする時にも、そういったことを考えていくのは、当然だと思う。個別の指導計画と教育支援計画の違いは、長期的なスパン3年6年というのを考えるかどうかということにある。肢体不自由の保護者からは、「3年先のことをどう考えるの」と言われるが、その子に応じて長期的なスパンは考えていくべき。少し長い視点での計画と他の機関や人との連携のあり方、この2つのことが指導計画との大きな違いです。どこも地域連携との関係で他の機関との連携のところは先行している。その為の様式や会議をどうするかというのが先行している。大事な視点は、長期的なスパンが後になってしまっている。どういうことかということ、この子は後1年後2年後3年後先に今の生活と比べてどういう風な行動範囲、環境を作っていくのか必要なのか、そういう長期的なプランの中でのその子に対する願い、保護者の理想や希望というのがあってそれに必要な関係機関が入ってくるはずなのです。しかし、関係機関の連携ありきということに先に行ってしまうと関係機関にどう連携するのか、どう記入するのかということが先行してしまう。こういう例が、多くあります。”今の為の今”と”少し先の為の今”と両面ある。そういう風に考えると、どういった関係機関と連携をとるのがこの子の将来の生活に有効なのを考え関係機関を考えていくべきです。これは、やっていただきたいのですが検討の中にモデル事例を作っていただきたい。作っていく中で1番難しいのは、長期プランを保護者と話をすることです。長期プランというのは、保護者がなかなか出せないというか、出す習慣が今までない。そういうニーズというのがない。その辺のところは、実際にやってみないと様式の問題よりも難しい。提示の仕方が難しく、場合によっては「3年間の中でのニーズはないですか」と聞くよりも「こんな風なことは考えられないですか」という風に提案しないといけない。実際に保護者に聞いて書いてみる、そういった検討が要ります。様式の検討の中で実際に保護者が入って作成していくと、その様式も変わっていく部分があると思う。そういった検討の仕方をされると自主的な検討になると思います。意外と関係機関よりも長期的な目標を書く方が難しいという現実があります。もう1つは、幼稚園段階で小学校へあげていくというのは、この教育支援計画で非常に自然なのです。幼稚園で、保健センターや医者より診断をもらっている子や子ども家庭センターに入っている子もいて小学校に上げる為の情報が自然に入って来る。小学校に入るにあたっての保護者の願いもあり、小学校以前に作るというのは、非常にスムーズである。小学校1,2年に入ると先々にどういう世界が待っているかわからず、保護者も答えづらくなかなか進まないという現状があります。1つのモデル事例として就学前より小学部に上がる事例を挙げると教育支援計画の意図、意味が非常にわかりやすい部分があると思います。校内だけのそこで作るより就学前よりのものがあるとそこにプロセスがあり、小学部にあがってくる意味というのものはっきりとする。つくづく幼稚園の時期に作るのがよいと思う。1つのモデル事例として作る試みをしていただきたいです。

(枝広) モデル事例として保護者にも入ってもらおうという。そういうことも教育支援計画委員会では、検討されましたか。

(中村) 来年度の方針としてこの資料の様式を使って、モデルケースを作っていこうとしている。ただ、危惧しているのが、保護者を交えてやるとどうして私のところだけがという様なことにならないか。それならば、こちらだけでモデルケースを作るのはどうでしょうか。その点、他の学校はどうですか。

(内藤委員) 保護者の中でも理解があり、こういう意図でやっているのを理解していただかなければいけない。やはり、保護者が入らないとモデルになりにくい。今と将来の思い願いがあって、その中に関係機関が入ってくるので。保護者には、了解を得ていくとよい。みんなに広げていく為の検討であるので、保護者の中でも意識が高く話をしてくれる人がよいのではないのでしょうか。

(中村) みんながみんな平等に、同じように支援会議を開くべきなのか。教師の中でもいろいろな意見があるのだが、他の学校ではどうですか。教えていただきたい。

(小田委員) 理念でいうと、学校が作らなければいけない計画という風にとらえてしまうと狭くこの根底には、乳幼児から生涯にわたって作るんだという全体の国の政策がある。だから就学前の場合は、保育所、福祉関係、保健センター等がありますので、学校がつくらなくてもいい。学齢期は圧倒的に学校にいる時間が長いので学校を中心に作ろうというのであって、学校が作るというのではない。いろいろな関係機関が作るのを1つにしていきたいと思います。学校が中心でいろいろな機関も学校に集まってくるのが自然な形で理想です。しかし、理想は理想として今の現実では参加してもらえない機関は、事前に話をしておいてその人のことを、この支援会議で報告をすることもできる。1番目は、支援会議をみんなでする、2つ目は参加できない人は事前に聞いておく、3つ目はそこでもできない時、保護者、担任等がその関係機関に出向いて様式を書いてもらうか持って行ってやってもらう。保護者がどうしても行けない場合は、委託を受けて教員が行く、また教員が行けない場合は保護者が様式を持って行って書いてもらうというそういうやり方がある。必要に応じて関係機関を入れていけばよいので、最初からすべて入れていく必要はない。すべての子どもに支援が必要なのだという前提で進めていく。これは近い将来通常の学級の中でも配慮や支援が必要な子にも作るので盲聾養護学校が先行してやっていくというのが前提になっています。

(中村) 他の機関では、教育支援計画に対して意識をされているのでしょうか。

(小田委員) まだまだです。ケアマネージメント計画書などは、進んでいますが療育園関係などはまだまだで、教育委員会関係以外では進んでいない。しかし、学校が中心になって啓発をしていかなければいけないのではないのでしょうか。

(枝広) この学校は肢体不自由校ということもあり、私も去年は阪大病院や大阪総合医療センター、箕面市民病院に主治医訪問をしましたが医療機関との連携ということで何か内藤先生の方で、ご意見はありませんか。

(内藤委員) 中村先生の方で、百人もできるのかという話でしたが介護保険の1人のケアマネージャでは、どれだけのお年寄りをケアしているかといえは70人くらいです。それぞれのデータを全部書いていって必要なところを訪問しながら必要な人達の助けを借りながらきちっと介護を進めていけるようにしている。そうすれば、学校の担任であればできるのではないのでしょうか。100人の中には、手をかけなければいけない人もいれば簡単にできる人もいます。また、それぞれの担任で分担すればそんなに無理なことではないでしょう。教育支援計画を作るということは、養護学校の基本ではないのでしょうか。病院で入院して診療を行う場合、治療計画を作ります。簡単なものもあるし、極めて量の多い濃密なものもあります。それを策定するに当たって主治医、看護師、患者さんが中心になり、そこから肉づけされていく。学校では、管理責任者、担任、保護者、本人の4人から始めればよいのではないのでしょうか。そこから問題が出てきて、何がいるんでしょうねということで外部の機関が入ってくる。最初からフルメンバーでやる必要はない。その時その時によりやり方もあるし、1人1人全部違うんだということです。

(中村) 最初に話したそれぞれの生徒によりニーズの深さ、レベルが違うということで、全員の支援会議は必要でないのではないのでしょうか。

(内藤委員) 個別の教育支援計画というのは、本人、担任、保護者が集まって考える会議なのです。それが始まりだと考えないといけないのではないかと。そこから保護者の要求、本人の要求もあるだろうし、担任の考えもあるだろうし、それぞれのニーズが出てくるでしょう。この㊦の資料ですが、何の但し書きもない。「現在、児童・生徒が利用している医療機関」などと書いた方が良いのではないですか。この中には間違った事項があるので、ちゃんとしたベースを作成されたほうがよい。

(中村) この㊦の資料は、資料の(様式2)と(ネットワーク表)で児童・生徒が記入したのをまとめています。この個人の作られたものに、どう介入していくかは課題だと思います。先ほど、3年先の長期スパンとおっしゃいましたが、進行性の障害の生徒の3年後は車椅子に乗っているとは書けない。進行性の場合などは、1年ごとの見直しをすべきで3年先の目標というのに意味があるのでしょうか。今の状況のもとに目標をたてるべきではないですか。

(内藤委員) 今歩けているのが、3年後には無条件に車椅子に乗っている、医者の方で間違いはないと言われた場合、その3年後に車椅子まで落ちていくそのレベルに応じてどう支えていくかを考えなければいけない。3年後に車椅子になります、寝たきりになりますと言う現実というものを、先生なり保護者なりが明確な事実として認識した中でその時その時でどれだけのことができるのかをちゃんと計画してあげなければいけない。

(小田委員) 指導計画は、学校の中での計画ですから学校の中でどうするかというのが前提です。教育支援計画は、学校の中での計画ではないですから、それぞれの意見を聞いて長期的な視点を持ってやるというのは、当然です。それがなければ、指導計画でよいわけです。教育支援計画は、その為にはどういった機関を考えていくか連携を考えていく必要があるのかを入れなければいけない。

(中村) 保護者のニーズとは、保護者が言ったことがニーズなのか。本当のニーズというのは、違うところにある場合もあるのではないのでしょうか。

(小田委員) 学校というのは、今まで保護者のニーズをいかに聞けなかったということです。指導計画というのは学校が作るわけですから、保護者に相談しながらも教員としてその子に何が必要なのかでよかったわけです。教育支援計画の中での理念というのは利用者本位の支援なのです。ここが根底にあり教育だけではなくです。教育支援計画の中で学校の教育でこの子がやっていることで必要だと思うことと保護者が思っていることで全然違うということもある。そういう点については、よく話をしなければいけない。全然合わない場合は、3年というのではなくもう少し短いスパンで見直し、できれば保護者のニーズを優先させていく。その成果をみながら検証しながらまた考得していく。先延ばしするのではなく、そういう形で進めていくべき。教育支援計画の基本は本人及び保護者のニーズが根底にあります。個別の指導計画は、校内文書で教育支援計画は、校内文書扱いではなく必要な機関に出すことができます。その点が教員が今までやってきた書類と違う性質のものだという意識改革をしなければいけない。

(片山) 教育支援計画委員会に入っていて、こういった様式のモデルを書かしていただいた私の個人的な意見ですが、この様々な所と連携するということで、個人のプロフィール表にしていくのがいいのか。具体的に教えていただきたいです。

(小田委員) もともとは、情報の移動であり、また一方では個人情報の保護ということもあり相反する部分があるが保護者が参画しているということで情報をあげていくことが大切である。個人のプロフィールは、個人情報であって連携なり支援に必要な情報かどうかを知っておくべきである。ということで初期的な段階では、できるだけシンプルの方がよい。そして、保護者からの必要な情報を加えていくのがよい。また、それは学校だけに留まりませんよということは、ことわっておくようにする。コンピュータベース

で残していくもの、データベースで残していくものと紙ベースで残していくものを整理していく必要がある。ちょっと先へ行くと、情報はすべて公開なのでそれを前提に進めていくべきです。来年 19 年度からは特別教育支援計画が、始まります。

(浦井) 少し話が戻って恐縮ですが、進行性であったり、いろいろな医療的なことが必要な家庭のニーズを聞く時に、聞き手として心がけておかなければいけないこと、テクニックとしてこういうニーズがあがってきた時にどういう所に相談したらよいか、本当に本人とか保護者が描いているニーズが教育支援計画のもとに実現していきやすいような知恵、保護者は将来の姿を描きにくいですが卒業していった子だけではなく持っておいただけのほうがよい情報など何かヒントがあればお聞かせ下さい。

(内藤委員) 一番難しいのは、例えば進行性の障害を持った子の保護者は、冷静にその現状を受け止めることはできませんよ。例えば、この子の進行が止まるとかあるいは回復に向かうと思いつくこともある。こういった保護者のニーズは、もう空論になってしまうがそれもニーズとして受け止めるべきだと私は思う。教育支援計画で、現実には少しでも近づけるようにしていくことが医者や学校の務め、学校の務めかもしれない。

(浦井) その保護者の気持ちに添っていくとか一緒に考えていくことが、教育支援計画なのでしょうね。

(小田委員) ニーズの聞き方で、保護者に「ニーズは何ですか」という聞き方をすると「お任せします」と言う親もいるのですよ。ニーズという言い方で例えば、こんなことがありますよとか、こんな面がありますよどうですかと、提示した方がよい場合もあります。できるだけ具体的な選択肢や事例を出してあげるほうがよい。また、保護者にこの教育支援計画の意図をじっくりと話をしていくこと。PTA 研修などもやっている所もあります。

(内藤委員) ニーズというのは、日本語ではない。何となく漠然とそれぞれが自分の経験に応じて解釈していて一致していない。もう少し日本語でみんなできると言えるような言葉があればよいと思います。的確な言葉も考えていくべきではないでしょうか。

(山本委員) お話をきいてやっと私自身が教育支援計画のイメージが持ててきました。それぞれの年代の子ども達がいる、それぞれの子ども達に支援とか長期的なプランを書いていけばいいわけですね。そして、それにどんどん書き加えていけばよいというわけですね。そうしましたら、ある程度小学部、中学部でいくつかのモデル事例を用意していけばよいですね。

(小田委員) そうですね。これはできたらお願いなのですが、高3の生徒で作っていただきたい。もうこの子たちは、最後なわけですから引継ぎの資料とかいわゆる移行支援計画ですね。そういうことも含めて次の作業所なり施設なりにあげてほしいです。就学前から小学部に上がる時と高等部3年から社会に出る時は、まさに大きな時です。ここの段階というのは、絶対に教育支援計画が必要です。

(山本委員) 個別の指導計画は教員の願いが大きく反映され、教育支援計画は保護者のニーズを大事にしていかなければいけない。私達の意識も変えていかなければいけません、今現在だと矛盾も出てくると思います。何度も同じような資料を書くよりは、スライドさせたいがそれはそれとして、別なものとして考えいく方がよいでしょうか。

(小田委員) 本来なら保護者と関係をうまくつけながら話をし、3年のスパンがあって、それを1年ないし学期で進めていく連動が理想です。場合によっては、保護者とのニーズの差があることもあり、その場合は、期限を決めて両方するとかして検証していくことが大切です。まず最初は、保護者のニーズから3ヶ月やり次は教員の方で3ヶ月やり6ヶ月くらいで検証していけばよいのではないのでしょうか。

(枝広) 卒業後の移行支援計画につきましては、本校でも2年前より取り組んでいます。そうしましたら時間がきましたのでこれで終わりたいと思います。今回は、2月28日(水)15時30分からの予定です。

よろしくお願ひします。

## <地域連携小委員会>

・場 所 応接室

・出席者（敬称略、順不同）

委 員 三阪義英 （箕面市立あかつき園主任）

委 員 竹内恵子 （あいほうふ吹田副施設長）

本校職員 高田裕文 （教頭、司会）

本校職員 依藤みどり （地域支援リーディングスタッフ）

本校職員 石井幸子 （地域連携委員会）

本校職員 中村仁美 （地域連携委員会）

本校職員 谷口美津代 （自立活動部）

本校職員 泉 英二 （進路指導主事、記録）

\* 山本研峯委員は欠席

・次 第

（１） 司会者から本日の出席者の紹介および小委員会のテーマについて説明

（２） 依藤教諭（地域支援リーディングスタッフ）より「個別の支援ネットワーク表」の現段階での状況を説明

インターネットでの検索を使うことで詳しい理解ができるのではと教職員向けの福祉施設資源のリンク集を作りました。２年前山本委員からのアドバイスもあり、本校在籍の児童生徒の福祉資源利用の状況を知っていくことから始めたいと考えています。このリンク集については保護者の活用もできればいいのですが、学校の公的性格から学校のホームページにリンクさせることは情報提供の内容の面で難しく、どのような形で保護者に情報提供するかは今後の検討課題です。また、個別の支援ネットワーク表については校内の「個別の教育支援計画委員会」において、「個別の教育支援計画」作成の議論とあわせて書式や活用の仕方を検討しています。また、本年度も一部改訂しつつ１月に保護者に記入を依頼します（在校生は変更のある部分のみ）。

（高田）今年度校内に「個別の教育支援計画委員会」を立ち上げました。支援ネットワーク表は個別の教育支援計画と切り離せない関係にあります。支援計画やネットワーク表は有効な活用ができないと意味はありません。また、どんな内容を入れたらよいかも含めアドバイスがいただきたい。また、支援会議もしくはケース会議がどういう形でもたれば有効か、外部機関はそれぞれの諸事情からどの程度の参加ができるか、個人情報保護の観点で留保すべきことは何か、などを具体的なケースを想定して話をしていたければと思います。さらに、先ほど説明のあったリンク集についても、どのように改善していけばよいかご意見をください。そして、進路部の「個別の移行支援計画」や自立活動その他の「個別の指導計画」に関して組織的な動き方が課題になっています。校内のシステムづくりに関しても自由に意見を伺えればと思います

（竹内委員）施設の場合も利用者の方の個別支援計画があります。その中には１年間とかの長期の目標などがあるのですが、またそのほかに例えば入浴ヘルパーやショートステイなどのトータル的な支援も併せての個別支援計画を作っています。その支援計画を作るためのご家族との懇談の際に、次へのステップについて、吹田市の発行している福祉冊子を参考に話しています。多分どの市町も出しているのではないのでしょうか。そのようなものなら、冊子として公表しているわけだから、先生が保護者に紹介すること

に問題はないと思います。利用者の家族どうしの情報のネットワークも有効なようです。

(三阪委員) ネットワーク表のリンク集に記載のある内容には、例えばある施設がやっていないことをやっているように記載されたものがあります。保護者の誤解によって誤った情報が入り、それをそのまま載せるのはまずいので、チェックする必要があると思います。ワムネットは正確な情報源として活用できます。箕面市の場合などは医師会のホームページとのリンクも有効ではと思います。行政が発行する福祉冊子の利用をおすすめします。

(竹内委員) 土日、長期休業中などの生活において生徒が利用している社会資源を学校が把握をすることはいいこと。例えば、ご家庭によっては、サービスの契約をしているが、実際の活用が滞っているようなケースがある。その際、もっと活用しやすい事業所を案内するためにも良いことだと思います。母親、父親がコーディネーター役となると思うので、うまく情報を渡してあげることが必要では。従って、契約しているかどうかだけでなく、どれぐらいの時間数を活用しているかを知ることが有効であると思います。

(高田) 以前この学校協議会の中で、福祉サービスの提供においては市町による差があるという話があり、ここの生徒にとって具体的にどこが使いやすいか、どこがふさわしいかの確に早く情報の提供ができないかという議論がありました。また情報が提供できるとしても、家庭では動きにくいケースについてはどのようにしたらいいのか。これから特別支援教育になり、学校はセンター的役割を果たすことが求められるが、学校以外との連携をどうしていったらよいか話し合っただけならと思います。

(竹内委員) ご家族がなかなか動かせないといった困難事例については、施設が音頭とりになって市の障害福祉課のケースワーカーと連携してケースカンファレンスをしています。ケースワーカーをうまく活用されたいと思います。必要に応じて保健所や市の高齢福祉課、ヘルパーステーションからも参加してもらっています。

(三阪委員) 箕面市の場合これからは社会福祉協議会の地域包括支援センターをキーステーションにして、相談支援事業所また当然箕面市の障害福祉課も入って話し合いをし、学校にもフィードバックしていったらいいのではと思います。

(泉) 自立支援法の中に「地域自立支援協議会」の設置が入っており、その中で学校も含めた連携が求められています。本校では3年前から地域の相談支援事業所6ヶ所からコーディネーターを派遣してもらい相談会を行っています。今年度も1月に高等部3年生対象の個別福祉懇談会を、2月にPTA主催で全学部の保護者を対象に地域別情報交換会を予定しています。

(三阪委員) 特に広域的連携が必要なケースについては、将来的には社協が中心となる包括支援事業がメインに動いていくようになるのではないかと考えている。

(竹内委員) 吹田市の場合、来年度からは市の直営で市内を6ブロックに分けた支援センターを設置することが検討されていると聞いています。箕面市で社協中心という部分にあたるのがこれなんだろうと思っています。また、今までケースカンファレンスを行う場合、ご家族に高齢者がいる場合には市の高齢福祉課にお願いして入っていただき、同時に精神の問題を抱えている方がいれば保健所にも参加を依頼するといった形でやっています。

(三阪委員) 障害者ケアマネージャーとしての「支援プランナー」が動き出すことになれば変わっていくでしょうが、時間はかかると思います。

(高田) 支援会議のもち方についてですが、定期的に関わる場合は形式に流れて役に立ちにくい面があります。問題がおきたときに臨機応変に対応できることが大切だと思います。施設の立場から参加は可能でしょうか。

(竹内委員) 時間内はむづかしいですが、それ以降なら地域の問題への対応もやぶさかではないと私は思うのですが。現に、施設に受け入れている方以外でも、外部から電話等かかってくるケースに対応するこ

とはやっています。

(三阪委員) ケースバイケースと思うが、こちらから行ける内容についてはやぶさかではありません。逆に、移行支援だとか進路のことなど、我々の方から入りたいなど考えるケースもあります。保護者自身が自分の子どもは身障施設と思い込んでいても、外部の目からワークの方が良いのではと思う場合、そのような柔軟な発想を当該施設から打診してきて、結果受け入れるというケースもあります。

(高田) 外部と相談する場合個人情報の問題がありますがどのように対応されていますか。

(三阪委員) 支援にあたっての最低限必要な情報については事業者同士で共有することについて同意書ももらっています。同意書をとることは大阪府の監査事項にもなっています。

(竹内委員) うちの施設も契約のたびに利用者本人と家族の代表の2つの名前を書いた同意書ももらっています。外部の人とのケースカンファレンスを行う場合はあらためて了解ももらっています。

(三阪委員) 写真掲載についても同意を得ています。同意書をとることは定期的に必要かもしれない。ショートステイの登録手続きは積極的に薦めています。しかし、ショートステイは急に利用の必要性が生ずる場合があり、場合によっては柔軟な対応をせざるを得ないケースもあるかもしれません。

(竹内委員) スタートの段階で、ご家族の状況によってご自宅に入りにくいケースもあります。その際、同じ障害のある別のご家族からの話があると、ずっと入る場合がけっこうあります。従って、施設で調理実習などの行事で集まった際、隣席になるようアレンジして、そのようなご家族から話をしていただくようお願いすることも有効です。

(中村仁) 外部から相談の電話が入った場合の留意点についてお伺いします。

(竹内委員) 外からの電話の場合、相談に乗ろうとすれば個人情報も含めて色々聞かざるを得ない場合があります。その際、さらに他の施設等に何かを照会する必要があるなら、情報を流してよいか確認します。

(三阪委員) 私も、電話で留めずに直接会うようにしています。会うのは、電話だけでは本当に外部への紹介が必要かどうか分からない面があります。会って、外部との調整が必要なら、その点の確認をします。

(高田) 特別支援学校としての役割の中で外部支援が求められていますが、同時に本校生徒および保護者への支援をどうするか考えなくてはなりません。支援ネットワーク表は試みに作ったが先が見えないところがあります。また、先ほどお話のあったワムネットでもリンク表でも、検索してHPが上っている所は比較的詳しい紹介がされていますが、そうでないところは現在でも電話してみないと良く分からないという状況です。忌憚のない意見をください。

(竹内委員) 市が作っている福祉冊子の利用がいいと思う。ほとんどの市で1年に1回更新されていると思うので。しかし、ネットワーク表で福祉サービスの利用状況をまとめたのは、生徒が自立に向けて次のステップにすすむときに有効なデータとなるのでは。データをとることは無意味ではない、とてもいいことだと思います。例えば、子どもさんが他の施設やガイドヘルパーとどこかに行くときの様子が分かるようになります。

(依藤) まず担任として生徒の状況を知っておいてもらいたいというのが一番目の目的でした。地域連携委員会としては集めたデータを活用したいと思いリンク集を作りました。全体的な活用を考えるよりも個々の実態把握としてもっと活用したほうが良いということですね。

(竹内委員) そうだと思います。また、困難事例でも受けてくれるところとそうでないところがあります。そういうところは把握しておいたほうが良いと思います。

(高田) 支援のネットワーク表の様式の改善と関連があるのが個別の教育支援計画です。別の分科会で論議していただいています。少し意見がいただければと思います。

(三阪委員) うちでは支援計画自体にはあまり細かいものはのせていません。何をどうしたいか、例えば生活、医療、就労とかに分けた記述はするが、個人情報に関する部分は別にした方がよい。でないと焦点

がぼけてしまいます。簡素化したほうがわかりやすいのでは。

(竹内委員) 当方の支援計画には本人・保護者の同意を得たことを示すサインの欄があります。

(三阪委員) こちらも同様にサインを求めます。利用者とそのご家族は、「利用者がどのようなことをしたいのか、ご家族はどのようにすれば良いのか」といった意見がペーパーに反映されているかどうかを見られます。反映されていなかったり、利用者がこれは嫌だといえればサインしない。お互い同意した上でのサービスの提供に関する契約ですから、同意した旨のサインをすることになります。私のところでは、本人の経過など個人データベースがあって、それに基づいて本人や保護者の意見を聞きながら支援方針を決めます。半年見直しで修正を加え、2月か3月くらいに支援報告書を作りそれをふまえて次年度の計画書を作っています。業務量は多くなるが惰性に陥らないためには必要と考えています。

(泉) 本校卒業時に、生徒の進路先(施設)にどのような引継ぎをするかについて、学校と進路先の思いにずれがあったと聞いています。それで、学校から卒業後の進路先となる施設に個人の情報を引き継ぐ様式についての議論をしてきました。保護者からは利用する施設等にスムーズに情報が伝わることを求める意見も出されています。施設が作成する支援計画と学校がつくる移行支援計画がうまく結びつけばと思います。学校から進路先にうまく繋がっていくための移行支援計画だと思うので、その様式を施設等でもチェックしていただいて、変更すべき点は変更すべきだろうと考えています。

(竹内委員) 新しい利用者の方には、家族や学校などの情報に基づいてバクツとしたものですが、アセスメントシートを仕上げていっています。その作成の過程で1~2ヶ月は本人の様子を見させてもらいます。2ヶ月に1回職員の意図も書いた報告書をつくりを家族に返しています。だいたい3月には個人の支援計画をたて4月にはサインを取り交わす形です。

(三阪委員) 確かに、利用者の方が他所の施設に移る際に申し送りをやり取りしている。移行支援の内容については、分かりにくい点があればその後も問い合わせをお互いにするようにしている。大切なのは、我々が責任をもって、利用者が次の所に行っていただけるようにすることだと思います。

(高田) 全体を通してまたは次回に向けて、最後に一言ずつお願いします。

(三阪委員) 個別の教育支援計画の作成についても、計画したときに終了を決めておくことが大切。つまり、逆算して、その時期に完成するためにはどの作業がどの時期に必要なかを設定していく事が必要で、こういった期間を決めておく方がいいのでは。

(竹内委員) 最初の説明から、養護学校が24時間、365日を把握しようとする姿はうれしいし、総合支援計画を考えておられると思ひ感心しております。小さいときから社会資源を使って積み上げて、豊かな成人期が迎えられるように社会資源を使って積み上げていってほしいと思います。

(高田) 本日はありがとうございました。